

住宅性能評価料金

(新築住宅性能評価)

※ 一戸建て住宅の申請料金(基本:必須項目等のみ選択 ※1) (戸数が一戸の併用住宅を含む)

床面積の合計 (A)		基本料金		住宅型式認定等 (検査回数が2回の場合)	
		申請戸数が多い等、下記料金から減額になる場合がございますので ご相談ください			
		設計評価	建設評価※2	設計評価	建設評価※2
A ≤ 300 m ² ※4	電子申請	50,000 円	93,000 円	26,000 円	64,000 円
	紙申請	55,000 円	98,000 円		
	選択あり※3	上記該当手数料 +5,000 円	上記該当手数料 +5,000 円	29,000 円	
許容応力度計算等で適合確認		上記該当手数料 +10,000 円	—	—	—
300 m ² < A ≤ 500 m ² ※4	電子申請	68,000 円	127,000 円	40,000 円	83,000 円
	紙申請	73,000 円	132,000 円		
	選択あり※3	上記該当手数料 +5,000 円	上記該当手数料 +5,000 円	43,000 円	
500 m ² < A	電子申請	130,000 円	203,000 円	60,000 円	123,000 円
	紙申請	135,000 円	208,000 円		
	選択あり※3	上記該当手数料 +5,000 円	上記該当手数料 +5,000 円	63,000 円	
長期使用構造等 の審査も含む場合		上記該当手数料 +5,000 円	※2 長期使用構造等 の検査は行いません	上記該当手数料	※2 長期使用構造等 の検査は行いません
変更申請		上記該当手数料 の半額	左に同じ	上記該当手数料 の半額	左に同じ
業務規程第13条による変更 の設計住宅性能評価申請書 (別件で新規申請) ※5		変更前物件の 申請手数料 の半額を加算	—	変更前物件の 申請手数料 の半額を加算	—
変更申告書 (1提出につき)		—	6,000 円	—	6,000 円
設計住宅性能評価における 長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書		6,000 円	—	6,000 円	—
機構様式による 設計住宅性能評価 軽微な変更報告書 ※6		6,000 円	—	6,000 円	—
評価書の再交付 (軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む)		6,000 円			

長期使用構造等確認書交付後に設計性能評価を取得	6,000 円
-------------------------	---------

- ※1 基本：必須項目等のみとは 必須項目及び以下の項目以外の項目を選択した場合とする
1-2（耐震等級）、1-4（耐風等級）、1-5（耐積雪等級）、
2-1（感知警報装置設置等級）、2-4（脱出対策）、2-5（耐火等級：開口部）、
2-6（耐火等級：開口部以外）、6-1（ホルムアルデヒド対策）、6-2（局所換気設備）
- ※2 建設住宅性能評価では長期使用構造等の検査は行わない
- ※3 選択ありとは 必須項目の他に※1の選択項目以外の項目を選択した場合とする
- ※4 木造2階建て住宅で構造の安定の項目を許容応力度計算等で適合確認を行った場合は、業務規程第34条（7）により減額を行わない（業務規程第34条（4）、（5）xiiを除く）
- ※5 設計住宅性能評価書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価の新規申請を行う
- ※6 設計住宅性能評価の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

※ 共同住宅等の申請料金

床面積の合計（A）	設計評価	建設評価※1
	下記料金から減額になる場合がございますのでご相談ください	
$A \leq 500 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 33,000 \text{ 円}$
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 55,000 \text{ 円}$
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 77,000 \text{ 円}$
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 110,000 \text{ 円}$
$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 143,000 \text{ 円}$
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 300,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 177,000 \text{ 円}$
$5,000 \text{ m}^2 < A$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 209,000 \text{ 円}$
長期使用構造等の審査も含む場合	上記該当手数料 +M×3,000 円	※1 長期使用構造等の検査は行いません
変更申請	上記該当手数料の半額	
業務規程第13条による変更の設計住宅性能評価申請書（別件で新規申請） ※2	上記該当手数料の半額	
業務規程第34条（5）viiiによる設計住宅性能評価申請書（必須項目：評価基準3-1のみ等級2以上、他の基準は等級1）	別表4 減額案による （※審査中または審査後並びに評価書交付後に必須項目の等級を上げる又は必須項目以外の等級を取得する等の変更を行った場合は正規の手数料を徴収する）	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000円を徴収する		
変更申告書（1提出につき）	—	6,000 円

設計住宅性能評価における 長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書	M×6,000 円	—
機構様式による 設計住宅性能評価 軽微な変更報告書 ※3	M×6,000 円	—
評価書の再交付 (軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む)	M×6,000 円	
長期使用構造等確認書交付 後に設計性能評価を取得	M×3,000 円	
備 考	M：評価を行う住戸数 N：検査を行う回数 住宅型式認定等の設計評価は 6,000 円を 3,000 円と読み替える 住宅型式認定等の建設評価は 10,000 円を 5,000 円と読み替える	

- ※1 建設性能評価では長期使用構造等の検査は行わない
- ※2 設計住宅性能評価書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価の新規申請を行う
- ※3 設計住宅性能評価の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

注 1：紛争処理支援センター負担金は上記建設評価料金に含まれております。

注 2：他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注 3：空気環境（ホルムアルデヒド等化学物質の濃度測定：パッシブ型による測定 5 物質の場合）の評価を行う場合は、上記建設評価料金に箇所数×30,000 円加算とします。

注 4：再検査等による検査回数増加分の検査手数料は 1 回につき、11,000 円（共同住宅等は 33,000 円）とします。（併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2 人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建て住宅は共同住宅等として扱います。）

注 5：料金はすべて消費税込みの金額です。

注 6：機構が効率的な審査業務を実施できると判断した時は、別途ご相談に応じます。

注 7：手数料の減額は別途表 による

（既存住宅性能評価）

※ 一戸建て住宅の申請料金（戸数が一戸の併用住宅を含む）

床面積の合計（A）		建設評価 現況検査（必須）のみ		※木造の構造部分のみ 特定現況検査（選択）	
A ≤ 200 m ²		76,000 円		左記料金に+64,000 円	
200 m ² < A ≤ 500 m ²		103,000 円		—	
500 m ² < A		159,000 円		—	
長期使用構造等の審査も含む場合	基本料金	A ≤ 200 m ²	上記料金に右記申請料金を加算	+68,000 円	左に同じ
		200 m ² < A		+85,000 円	
	耐震性の審査が省略できるもの	A ≤ 200 m ²		+47,000 円	
		200 m ² < A		+65,000 円	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する					
※変更の取り扱いは新築に準ずる					
※軽微な変更等の取り扱いは新築に準ずる					
※評価書の再交付の取り扱いは新築に準ずる					

※ 共同住宅等の申請料金

床面積の合計（A）	建設評価 現況検査（必須）
A ≤ 500 m ²	132,000 円+M×16,500 円
500 m ² < A ≤ 1,000 m ²	220,000 円+M×16,500 円
1,000 m ² < A ≤ 2,000 m ²	330,000 円+M×16,500 円
2,000 m ² < A ≤ 3,000 m ²	440,000 円+M×16,500 円
3,000 m ² < A ≤ 4,000 m ²	605,000 円+M×16,500 円
4,000 m ² < A ≤ 5,000 m ²	715,000 円+M×16,500 円
5,000 m ² < A	880,000 円+M×16,500 円
長期使用構造等の審査も含む場合	別途見積もりによる
備 考	M：評価を行う住戸数

長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 (1提出につき)	内容を検討し見積もりによる
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000円を徴収する	
※変更の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる	
※軽微な変更等の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる	
※評価書の再交付の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる	

注1：紛争処理支援センター負担金は上記料金に含まれております。

注2：他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注3：上記料金は検査に必要な図書等がある場合です。図書等がない場合は、簡易な平面図等を作成する必要があるため、別途見積とします。必要な図書等については下表によります。

注4：特定現況検査は、200㎡以下の木造部分を有する一戸建て住宅に限ります。

注5：再検査等による検査回数増加分の検査手数料は1回につき、11,000円（共同住宅等は33,000円）とします。（併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建て住宅は共同住宅等として扱います。）

注6：料金はすべて消費税込みの金額です。

必要な図書等	建設住宅性能評価の完了時に用いられた図書
	住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）融資の際の現場検査完了時に用いられた図書
	フラット35の工事審査に用いられた図書
	建築確認の完了検査に用いられた図書（検査済証がある場合に限る）

※ 個別性能評価(選択)の申請料金

評価項目	建設評価が有る場合	図書等有る場合	図書等が無い場合
構造：1-1～1-7	32,000円	51,000円	—
火災：2-1～2-7	11,000円	11,000円	別途見積
劣化：3-1	22,000円	22,000円	別途見積
維持管理：4-1～4-4	11,000円	22,000円	別途見積
温熱：	5-1	22,000円	別途見積
	5-2	11,000円	
空気環境：6-2	11,000円	11,000円	11,000円
空気環境：6-3	105,000円		
空気環境：6-4～6-5	外部分析機関の実費 +30,000円		
光視環境：7-1～7-2	11,000円	11,000円	11,000円
高齢者等：9-1～9-2	11,000円	11,000円	11,000円
防犯：10-1	11,000円	11,000円	11,000円

(参考) 性能表示事項ごとに利用できる図書一覧… (評価方法基準技術解説書より一部抜粋)

評価に活用できる図書等	評価可能項目									
	構造	火災	劣化	維持 管理	温熱 5-1	温熱 5-2	空気 環境	光視	高齢 者等	防犯
建設住宅評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フラット 35			○		○					
フラット 35S	○		○	○	○	○			○	
公庫融資			○		○					
公庫融資 (割増・基準金利)			○		○				○	
建築基準法 (確認+検済)	○	○	○				○			

注 1 : 個別性能評価のみの申請はできません、個別性能評価の申請には必ず現況検査 (必須) と同時に申請が必要となります。

注 2 : 他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注 3 : 建設評価が有る場合とは、直近の建設住宅性能評価の図書より、評価項目の等級の内容が確認できる場合とします。

注 4 : 図書等有る場合とは、上記 (参考) 表に当てはまる場合とします。

注 5 : 構造の評価項目に関して、図書等が無い場合は評価しません。

注 6 : 再検査等による検査回数増加分の検査手数料は 1 回につき、11,000 円 (共同住宅等は 33,000 円) とします。(併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2 人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建て住宅は共同住宅等として扱います。)

注 7 : 料金はすべて消費税込みの金額です。

住宅性能評価料金(減額)

(新築住宅性能評価)

※一戸建て住宅の申請料金(減額規定)

業務規程			
第34条(3)	グリーン化事業【はりま風土木(機構:構成員)の物件に限る】		
	床面積の合計(A)	設計性能評価	建設性能評価
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	32,000円	70,000円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料+10,000円	同上
第34条(4)	物件数 300件/年 以上		
	床面積の合計(A)	設計性能評価	建設性能評価
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	31,000円	67,000円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料 + 協議により 0~10,000円範囲の手数料とする	同上
第34条(5)	戸建ての住宅(戸数が一戸の併用住宅を含む)		
	i~v及びix~xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価	建設性能評価
		減額率	減額率
		10%~50%	10%~50%
	共同住宅等		
	vi~viii及びix~xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価	建設性能評価
		減額率	減額率
		10%~50%	10%~50%
	共同住宅等(共同住宅、長屋に限る)		
	viii(設計住宅性能評価 必須項目のみ(評価基準3-1のみ等級2以上、他の基準は等級1)を取得) ※建設性能評価は取得しない。取得する場合は正規料金		
構造計算種別	設計性能評価	建設性能評価	
木造仕様規定	45,000円	正規の料金	
その他構造計算	60,000円	同上	
第34条(6)	変更申告書	—	変更内容により減額できる
	長期使用構造等軽微変更 該当証明申請書	変更内容により減額できる	—

注1：第31条(5)ivの必須項目等とは(第31条(5)viiiの必須項目とは別)

必須項目の他に以下の項目以外の項目を選択した場合とする

- 1-2 (耐震等級)、1-4 (耐風等級)、1-5 (耐積雪等級)、
- 2-1 (感知警報装置設置等級)、2-4 (脱出対策)、2-5 (耐火等級：開口部)、
- 2-6 (耐火等級：開口部以外)、6-1 (ホルムアルデヒド対策)、
- 6-2 (局所換気設備)

注2：第31条(5)viiiで床面積の合計が500㎡を超える場合は別途見積りによります

注3：紛争処理支援センター負担金は上記建設評価料金に含まれております。

注4：他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注5：変更申請料金は、上記表を考慮して決定した手数料の半額とします。

注6：空気環境(ホルムアルデヒド等化学物質の濃度測定：パッシブ型による測定5物質の場合)の評価を行う場合は、上記建設評価料金に箇所数×30,000円加算とします。

注7：再検査等による検査回数増加分の検査手数料は1回につき、11,000円(共同住宅等は33,000円)とします。(併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建て住宅は共同住宅等として扱います。)

注8：評価書の再交付は、1戸あたり6,000円とします。

注9：料金はすべて消費税込みの金額です。